

第十四号議案

江戸川区総合区民ホール条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区総合区民ホール条例の一部を改正する条例

江戸川区総合区民ホール条例（平成十年三月江戸川区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

施設及び利用料金

大ホール施設						施設	利用区分	
第五楽屋	第四楽屋	第三楽屋	第二楽屋	第一楽屋	大ホール		平日	曜日等の別
					土曜日、日曜日及び休日	一八、五一〇円	午前九時～正午	午前の部
二、〇六〇円	一、三四〇円	一、四四〇円	七二〇円	七二〇円	二二、六三〇円	三七、〇三〇円	午後一時～午後四時三十分	午後の部
二、〇六〇円	一、三四〇円	一、四四〇円	七二〇円	七二〇円	四五、二六〇円	四六、二九〇円	午後五時三十分～午後九時三十分	夜間の部
二、〇六〇円	一、三四〇円	一、四四〇円	七二〇円	七二〇円	五五、五四〇円	一〇一、八三〇円	午前九時～午後九時三十分	全日
六、一八〇円	四、〇二〇円	四、三二〇円	二、一六〇円	二、一六〇円	一二三、四三〇円			

単位時間

第14号議案

室											小ホール施設					
四〇一会議室	応接会議室	三〇七会議室	三〇六会議室	三〇五会議室	三〇四会議室	三〇三会議室	三〇二会議室	三〇一会議室	展示ホール二	展示ホール一	第四楽屋	第三楽屋	第二楽屋	第一楽屋	小ホール	
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	平日	土曜日、 日曜日及 び休日
一、八五〇円	一、三四〇円	一、三四〇円	九三〇円	五一〇円	五一〇円	一、五四〇円	一、〇三〇円	一、〇三〇円	五、一四〇円	五、一四〇円	九三〇円	一、〇三〇円	一、五四〇円	一、一三〇円	八、二三〇円	七、二〇〇円
二、四七〇円	一、七五〇円	一、八五〇円	一、二三〇円	七二〇円	七二〇円	二、〇六〇円	一、三四〇円	一、四四〇円	六、一七〇円	六、一七〇円	九三〇円	一、〇三〇円	一、五四〇円	一、一三〇円	一六、四六〇円	一三、三七〇円
二、七八〇円	一、九五〇円	二、〇六〇円	一、四四〇円	八二〇円	八二〇円	二、三七〇円	一、五四〇円	一、五四〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	九三〇円	一、〇三〇円	一、五四〇円	一、一三〇円	二〇、五七〇円	一七、四九〇円
七、一〇〇円	五、〇四〇円	五、二五〇円	三、六〇〇円	二、〇五〇円	二、〇五〇円	五、九七〇円	三、九一〇円	四、〇一〇円	一八、五一〇円	一八、五一〇円	二、七九〇円	三、〇九〇円	四、六二〇円	三、三九〇円	四五、二六〇円	三八、〇六〇円



備考

イ ベ ン			
（松・桜・藤） 控室	式場二	式場一	
その他の利用	控室として利用	拳式一回につき	拳式一回につき
三時間	一時間三十分		
各室	各室		
三、〇九〇円	二、〇六〇円	三、〇九〇円	二、〇六〇円

一 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に定める日をいう。

二 区民以外の者が施設を利用する場合には、規定利用料金の五割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

三 中間時間（正午から午後一時まで及び午後四時三十分から午後五時三十分まで並びに午後九時三十分から午後十時まで。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、三十分を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができ、この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。

イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）を一単位利用料金とする。

- ロ 午後四時三十分から午後五時三十分まで 午後の部の規定利用料金の三十分相当額を一単位利用料金とする。
- ハ 午後九時三十分から午後十時まで 夜間の部の規定利用料金の三十分相当額を一単位利用料金とする。
- 四 午前及び午後の部又は午後及び夜間の部は、継続して利用することができる。この場合には、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。
- 五 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。
- 六 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、一時間を単位として、単位時間を分割して利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定利用料金を利用時間数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）とする。
- 七 イベントホール、バンケットルーム及び控室においては、管理上支障がないと認められるときは、三十分を単位として、利用承認を受けている時間を延長して利用することができる。この場合には、三十分ごとに規定利用料金の三十分相当額に二割を加算した額を追徴する。

- 八 利用者が、舞台練習のため、舞台のみを利用する場合のホールの利用料金は、規定利用料金の五割とする。
- 九 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は商品の販売その他これに類する目的に利用する場合は、次の区分による利用料金を増徴する。
- イ 入場料等の額へ入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。
- じ。ㄱが一、〇〇〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の五割相当額
- ロ 入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の七割五分相当額
- ハ 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるととき 規定利用料金の十割相当額
- 二 商品販売その他これに類する目的に利用するとき 規定利用料金の二十割相当額
- 十 前号に規定する者が第三号又は第五号から第八号までの規定の適用を受ける場合には、第三号及び第五号から第八号までの規定中「規定利用料金」とあるのは、「規定利用料金に、第九号に定める増徴割合を乗じて得た額を加算した額」とする。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、指定管理者は、規則で定めるところによる

り特に必要があるときは、規定利用料金の五割相当額の範囲内で区長の承認を得て定められた額を増徴する。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の江戸川区総合区民ホール条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

( 説明 )

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改める必要があるもので、本案を提出いたします。